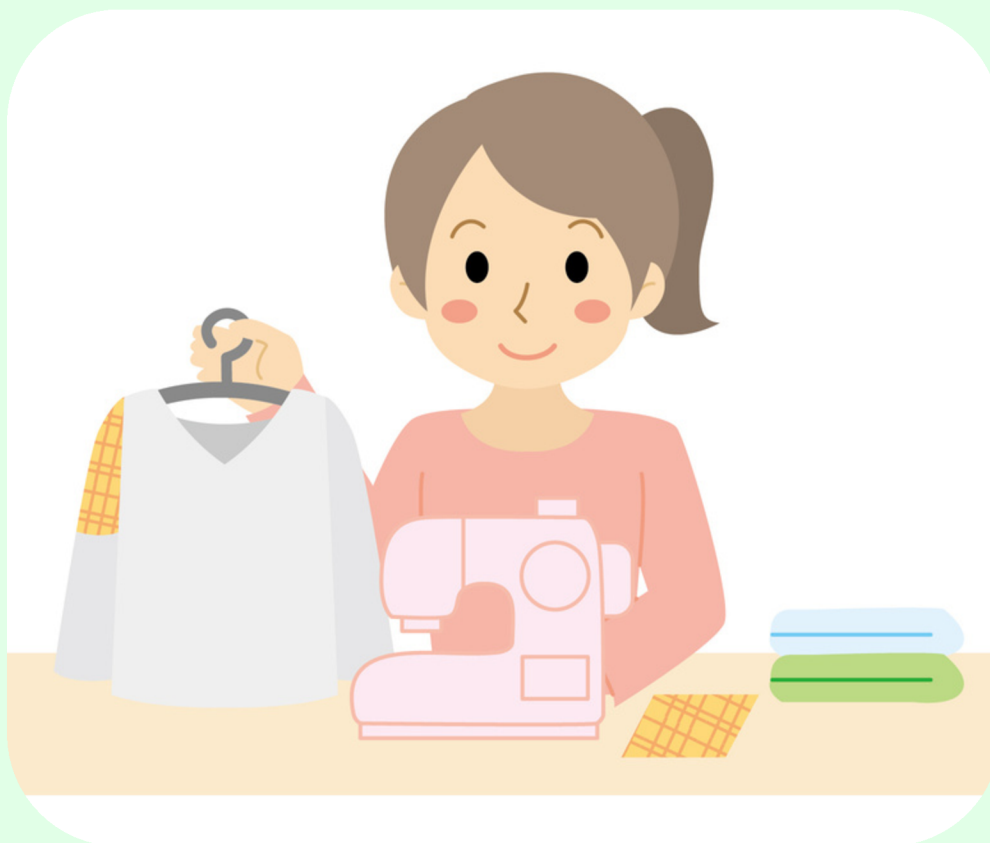


家内労働者の方へ

労災保険 特別加入制度について

この動画は、家内労働者とその補助者の方に制度を周知する目的で作成したものです。



はじめに

家内労働者やその補助者の皆さまは、一定の条件を満たす場合、労災保険に特別加入という形で任意加入することができます。

これから特別加入制度について、家内労働者とその補助者の方に制度のご案内をします。



目次

1. 特別加入制度の対象となる方・・・3P
2. 加入のメリット・・・4～5P
3. 補償の対象範囲・・・6P
4. 保険料・・・6～7P
5. 加入方法・・・7P
6. 加入時健康診断について・・・8P
7. その他注意事項・・・9P
8. 都独自の制度・・・10～11P

1、特別加入制度の対象となる方

家内労働者及びその補助者の方の、以下のような、特に危険度が高いとされる作業に従事する方があてはまります。

特に危険度が高いとされる作業

1 プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業
2 金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する作業等に関するもの
3 有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業等に関するもの
4 陶磁器の製造に関する作業等に関するもの
5 動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業
6 木工機械を使用して行う作業等に関するもの

※これらの作業（図表）を行う家内労働者と補助者の方であっても、特別加入が認められるためには、原則として以下の条件を満たす必要があります。

- ・ 1年間に200日以上その業務に従事すること。
- ・ 1日の就業時間が平均して4時間以上と見込まれること。

2、加入のメリット

労災保険に加入すると、仕事の原因でケガや病気をしたときに、次のような補償を受けることができます。

療養補償給付

休業補償給付

障害補償給付

傷病補償年金

遺族補償給付

葬祭料

介護補償給付

○療養補償給付

業務上の負傷や病気により療養を必要とする場合に、労災病院又は労災指定病院などで無料で治療を受けることができます。

○休業補償給付

業務上の負傷や病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき支給されます。

○障害補償給付

業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて、年金または一時金等が支給されます。

○傷病補償年金

業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合には、障害の程度に応じて年金等が支給されます。

○遺族補償給付

業務上の理由により死亡した場合には、その遺族に対して年金が支給され、年金を受け取ることのできる遺族がいないときは、一時金が支給されます。

○葬祭料

業務により死亡した方の葬祭を行う場合に支給されます。

○介護補償給付

業務により、障害（補償）等年金または傷病（補償）等年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合に支給されます。

※こうした給付・支給については一定の条件が設けられています。

3、補償の対象範囲

- ・ 家内労働者とその補助者の方が、作業場で、申請書の「業務または作業の内容」欄に記載された作業、またはこれに直接附帯する行為を行う場合です。
- ・ 家内労働者とその補助者の方が、作業場に隣接した場所（作業場の敷地内や作業場前の道路など）において行う、家内労働に関わる材料・加工品などの積み込み、積み下ろし作業および運搬作業を行う場合です。



4、保険料

特別加入者の保険料は、給付基礎日額を基準に算出されます。給付基礎日額は、特別加入者の申請に基づいて、都道府県労働局長が決定します。

参考として、有機溶剤を含む接着剤を使用して製造を行う家内労働者とその補助者の方の事例を掲載します。例えば、「給付基礎日額が1万円の場合、表の通り、年間保険料は18,250円となります。

【年間保険料 早見表】（保険料率が1,000分の5の場合）（単位：円）

①給付基礎日額	②保険料算定基礎額（①×365）	③年間保険料（②×5/1000）
25,000	9,125,000	45,625
24,000	8,760,000	43,800
22,000	8,030,000	40,150
20,000	7,300,000	36,500
18,000	6,570,000	32,850
16,000	5,840,000	29,200
12,000	4,380,000	21,900
10,000	3,650,000	18,250
9,000	3,285,000	16,425
8,000	2,920,000	14,600
7,000	2,555,000	12,775
6,000	2,190,000	10,950
5,000	1,825,000	9,125
4,000	1,460,000	7,300
3,500	*1,277,000	6,385
3,000	1,095,000	5,475
2,500	*912,500	4,560
2,000	730,000	3,650

*特別加入者全員の保険料算定基礎額の合計額に生じた千円未満の端数は、切り捨てとなります。

5、加入方法

都道府県労働局長の承認を受けた家内労働者等の団体（特別加入団体）に申し込んでください。

※お近くの特別加入団体については、東京労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

注意点

業務災害等が発生したのちに加入の届出がなされても、すでに発生した災害の給付には反映されません。



6、加入時健康診断について

表に記載された業務に、それぞれ定められた期間従事したことがある場合は、特別加入を行なう際に、健康診断を受ける必要があります。

表 1 加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の 業務の種類	特別加入前に左記の 業務に従事した期間 (通算期間)	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3年以上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年以上	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月以上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月以上	有機溶剤中毒健康診断

手続き方法

- ① 「特別加入時健康診断申出書」を特別加入団体に提出します。

※ 加入団体が監督署長に提出し、業務歴から加入時健康診断が必要か判断します。
- ② 「特別加入時健康診断指示書」、「特別加入時健康診断実施依頼書」が交付されたら、指示された期間内に健康診断を受診します。
- ③ 診断実施機関が作成した「健康診断証明書（特別加入用）」と申請書を監督署長に提出します。

7、その他注意事項

特別加入が制限される場合

①療養に専念しなければならないと認められる場合

すでに疾病にかかっており、一般的に就業が難しい場合など、従事する作業の内容に関わらず、特別加入が認められません。

②症状または障害の程度が特定作業からの転換を必要とすると認められる場合

すでに疾病にかかっており、症状または障害の程度が特定作業からの転換を必要とすると認められる場合は、特定作業以外の作業についてのみ特別加入が認められます。

なお、転換により加入要件を満たさなくなった場合は特別加入は認められません。



8、都独自の制度

東京都には、都独自の制度があります。

原則都内に在住・在勤の家内労働者及び補助者の方です。

あんしん共済

有機溶剤等健康診断

東京都家内労働相談コーナー
(東京都労働環境課浅草分室)



○あんしん共済

病気やケガによる入院・通院・自宅療養で、連続して6日以上終日休業した場合に、休業1日目から共済金を受け取ることができます。

15歳から75歳まで加入でき、80歳まで契約更新が可能です。



○有機溶剤等健康診断

有機溶剤を扱う家内労働者とその補助者の方向けの制度です。東京都が発行する受診票をお持ちになることで、都が指定する医療機関にて、有機溶剤に関する健康診断を受けることができます。



○東京都家内労働相談コーナー（東京都労働環境課浅草分室）

浅草分室では、家内労働相談コーナーを設けています。

家内労働相談員が常駐し、工賃に関するトラブル、作業場の環境改善、あんしん共済、生活資金融資、仕事の情報提供（製靴関係）など、家内労働全般について相談をすることができます。

相談可能な曜日：月～金（祝日・年末年始を除く）

相談時間：9時～17時

場所：〒111-0032

台東区浅草5-70-11 川口ビル2階

電話：03（3871）4555

9、おわりに

家内労働者とその補助者の方の制度を、簡単にご紹介いたしました。

「もしも」のときのために、様々な制度が運営されています。

労災保険特別制度や、都独自の制度など、加入や利用をぜひご検討ください。

各制度の詳細につきましては、東京都家内労働相談コーナーにおたずねください。